

令和元年度

建設発生土受入手続

令和元年5月1日

横浜市港湾局
横浜港埠頭株式会社

目 次

	(頁)
1 建設発生土を搬入できる事業	1
2 搬入できる建設発生土の性状等	1
3 中継所の受入時間及び休業日	1
4 搬入期間と事前受付	2
5 受入料金	5
6 搬入申込み手続き	5
7 申込み内容の変更等.....	6
8 未使用搬入整理券の払戻し	10
9 未使用券の紛失・盗難等の対応	10
10 注意事項	10
11 様式等	11
(1) 副申書・建設発生土搬入申込書(様式1) 見本	11
(2) 建設発生土搬入車両登録書(様式2)	12
(3) 建設発生土搬入整理券還付請求書(様式3)	13
(4) 搬入車証追加申込書(様式4)	14
(5) 建設発生土搬入整理券紛失・盗難等届(様式5)	15
(6) 建設発生土搬入整理券還付請求承諾書(様式6)	16
(7) 建設発生土搬入事前協議書(様式7)	17
(8) 納入通知書(振込依頼書) 見本	18
(別紙)	
臨海部埋立地への建設発生土受入れに係る土砂検定試験実施要領	19

この「建設発生土受入手続」は、横浜市内の公共事業等で発生する建設発生土を中継所に搬入する場合の、搬入できる事業、受入基準、料金、申込み方法等について定めたものです。

本手続については、横浜港埠頭株式会社（以下、「埠頭会社」という。）建設発生土受入事業課（TEL：045-671-0500）にお問い合わせください。

工事発生総土量が500 m³以上（ほぐし）となる場合は、申込み手続きの際、横浜市環境創造局が発行する申込書類事前確認通知書の写しが必要となります。
お問い合わせ先：環境創造局技術監理課 建設発生土等担当（TEL：045-671-3692）
〒231-0016 横浜市中区真砂町 2-22 関内中央ビル 8階

1 建設発生土を搬入できる事業

建設発生土対策協議会が認めた事業等とします。

2 搬入できる建設発生土の性状等

搬入できる建設発生土は次に示す性状等をすべて満たしたものとします。

- (1) 有害物質を含んでいないもの
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の「廃棄物」に該当しないもの
- (3) 含水比が高くないもの
- (4) 悪臭を放たないもの
- (5) 別紙「臨海部埋立地への建設発生土受入れに係る土砂検定試験実施要領」に示す受入基準に適合したもの
- (6) 土壌汚染対策法に規定する要措置区域等（要措置区域、形質変更時要届出区域）の指定（指定予定を含む）された土地から発生する土砂ではないもの
- (7) 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」並びにその関連する法令、規則及び通達、その他受入地の状況から埋立用材に適合するもの

3 中継所の受入時間及び休業日

- (1) 中継所の受入時間及び休業日は、表-1のとおりです。
- (2) 夜間の受入れは、大黒ふ頭中継所で実施します。
- (3) 各中継所の受入時間及び受入れの可否については、天候や中継所の状況等により制限する場合がありますので、表-1の問合せ先に電話等で確認してください。
- (4) その他、やむを得ない理由により発券や中継所への受入れを制限させていただく場合があります。
- (5) 中継所の位置図及び案内図は、別図1・別図2のとおりです。

表-1 中継所受入時間及び休業日

昼夜別	中継所及び受入時間	休業日
昼	大黒ふ頭及び幸浦中継所 夏時間（4月～9月） 8：00～12：00 13：00～18：00 秋春時間（10月・3月） 8：00～12：00 13：00～17：30 冬時間（11月～2月） 8：00～12：00 13：00～16：30	1 日曜日 2 毎月第2・第4土曜日 3 5月連休 5月3日～5日 4 夏休み 8月13日～16日 5 年末年始 12月29日～1月3日 6 年度末 3月24日～3月31日 7 その他 (1) 悪天候等により中継所内の状態が悪い場合 (2) 中継所施設の事故及び修理等により受入れが困難となった場合 (3) 台風接近等により、事前に情報提供する場合は、横浜港埠頭㈱のウェブサイト「新着情報」に掲載します。
夜	大黒ふ頭中継所 (通年) 19：00～24：00 1：00～6：30	
問い合わせ先		
大黒ふ頭中継所（搬入ゲート） 住 所：鶴見区大黒ふ頭20番地 電話・FAX：045-506-5986		幸浦中継所（搬入ゲート） 住 所：金沢区幸浦一丁目7番地 電話・FAX：045-771-8681

4 搬入期間と事前受付

建設発生土を中継所に搬入する期間は、年度を上期と下期に分け、搬入整理券と搬入車証を半年毎に切り替えて発券しています。（表-2）

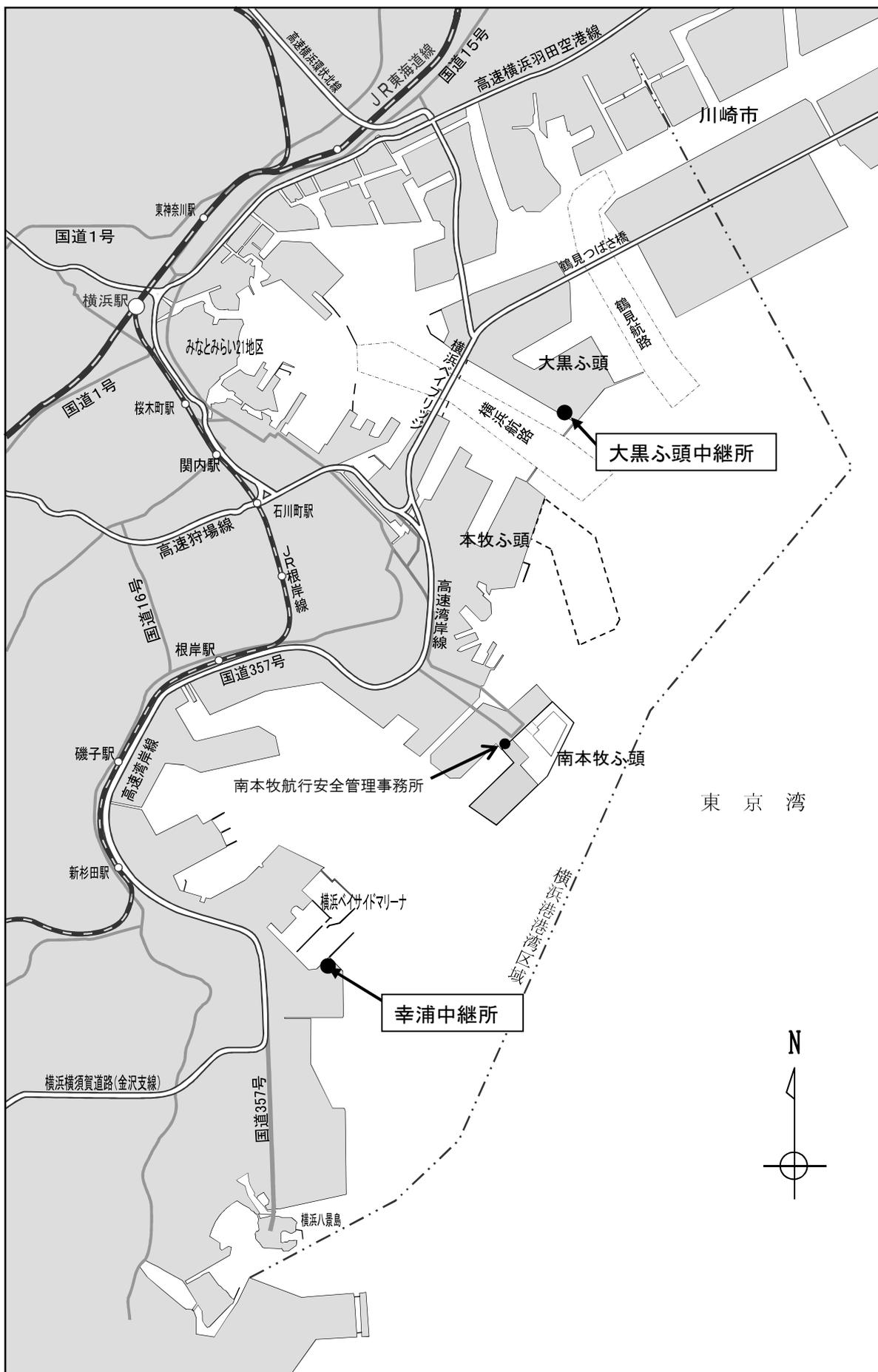
なお、4月1日又は10月1日に搬入を開始する事前受付は概ね2週間前から行います。

表-2 搬入期間

上期搬入期間	平成31年 4月1日～令和元年9月30日
下期搬入期間	令和元年10月1日～令和2年3月23日

(※搬入期間内でも、表-1の中継所休業日は搬入できませんので、前もってご確認ください)

中継所位置図



5 受入料金

受入料金は、表-3のとおりです。

表-3 受入料金表

券種	1台あたりの料金(税込み)	
	昼間	夜間
2 t 券 (1. 3 m ³)	6, 135 円 (本体価格 5,681 円)	7, 272 円 (本体価格 6,734 円)
4 t 券 (2. 7 m ³)	12, 742 円 (本体価格 11,799 円)	15, 104 円 (本体価格 13,986 円)
10 t 券 (6. 5 m ³)	30, 677 円 (本体価格 28,405 円)	36, 363 円 (本体価格 33,670 円)

※1 上段の金額は、本体価格と消費税相当額(8%)の合計です。

※2 券種は、搬入に使用するダンプトラックの車種によります。

※3 券種()内のm³数は、ほぐし土量です。

6 搬入申込み手続き

建設発生土を中継所に搬入する場合は、表-4により申込み手続きを行ってください。

申込み手続きは、搬入時期に応じて年度毎に上期と下期にそれぞれ行ってください。(搬入が上期、下期にまたがる場合は、当該年度の上期と下期にそれぞれ申込みが必要となります。)

(1) 申込み手続き

ア 「副申書・建設発生土搬入申込書」(様式1)は、発注者が記入する「副申書」と申込者(元請会社)が記入する「建設発生土搬入申込書」に分かれています。

イ 「副申書・建設発生土搬入申込書」は記入、押印後、発注者が控を保管し、

① 1工事で発生する総土量が500m³以上(ほぐし)の工事については、環境創造局技術監理課が発行する申込書類事前確認通知書の写しと残りの正・副・環境創造局(控)(計3枚)を埠頭会社に提出してください。

② 1工事で発生する総土量が500m³未満(ほぐし)の工事については、残りの正・副・環境創造局(控)(計3枚)を埠頭会社に提出してください。

ウ 発注者は、搬入する中継所を指定(大黒ふ頭又は幸浦)し、昼・夜(大黒のみ)区分を選択してください。

エ 発注者は「新規・継続」を選択し、○で囲んでください。

例：①新規……当該工事で初めて申込みする場合、又は、2回目以降の申込みが上半期を超えて申込み場合。

②継続……当該工事で同半期内に2回以上申込み場合。

オ 発注者は、土壌汚染対策法の「要措置区域等」の記述欄の「ある」又は「なし」を選択し○で囲んでください。(必要に応じて、関係書類を提出していただく場合があります。)

カ 副申書年月日は、必ず記入してください。

キ 申込者は、発注者の「副申書」の内容に従い「建設発生土搬入申込書」に必要な事項を漏れなく記入した後、発注者の確認を受けてください。

ク 同一半期内で、継続により搬入申込みをする場合は、前回、搬入整理券引渡しの際、埠頭会社窓口でお渡しした「確認書」に記載してある「整理番号」を記入してください。

また、申込み時にはその「確認書」を持参してください。

(2) 「建設発生土搬入車両登録書」(様式2)

ア 「副申書」記載の搬入期間に使用するダンプトラックの車両番号を記入し、提出してください。(ただし、一日に搬出する土量に対し、登録台数が多い場合は、窓口で台数制限させていただく場合があります。)

イ アームローラー車や「土砂禁止等」車両は登録できません。

ウ 車両登録台数が多い場合は、車両登録地名に関係なく、車両番号(4桁)の数字の小さい順(昇順)に記入してください。

(3) 料金の支払い、建設発生土搬入整理券の受渡し

ア 埠頭会社の窓口では、「副申書・建設発生土搬入申込書」の申込み手続き終了後、「納入通知書(振込依頼書)」(18頁)をお渡ししますので、銀行窓口で振込みにより受入料金をお支払いください。振込みは必ずこの「振込依頼書」を使用してください。

イ 振込みは、現金又は銀行発行の預金小切手(預手)のみの取扱いとします。

なお、振込み料金が10万円を超える場合は、銀行窓口で取引時確認のための書類提出が求められますので事前にご確認ください。(通帳持参の場合はこの限りでない。)

確認に際し必要な書類としては、法人の登記事項証明書、印鑑登録証明書等と振込みされる方の運転免許証、委任状(代表者以外の方)等となっています。(犯罪による収益の移転防止に関する法律—最近改正平成28年10月1日施行—)

ウ 受入料金を銀行に振り込んだ後は、「振込金受取書(控)(写不可)」を埠頭会社の窓口を持参してください(受取書と納入通知書(控)の付いたL字型のもの)。埠頭会社では入金を確認して、建設発生土搬入整理券及び搬入車証をお渡しいたします。お預かりした「振込金受取書」は、その場でお返しします。

また、「副申書・建設発生土搬入申込書」の内容を電子計算機で処理した「確認書」を一緒にお渡ししますので内容を確認し、発注者、申込者の控としてお持ちください。この「確認書」には埠頭会社への問い合わせや継続申込等に必要の「整理番号」が記載されています。

なお、建設発生土搬入整理券及び確認書に出力される工事名等は、入力文字数に制限がありますので、一部省略する場合や印字されない場合があります。

7 申込み内容の変更等

(1) ダンプトラックの追加登録

ダンプトラックを追加登録する場合は、申込み時に準じ、「建設発生土搬入車両登録書」に追加するダンプトラックの車両番号と確認書の「整理番号」を記入し提出してください。なお、緊急の場合は、埠頭会社に連絡し、指示に従ってください。(受付営業日の8:45~12:00、13:00~17:00)その際、中継所の受入時間とは異なりますのでご確認ください。

(2) 搬入車証の追加発行

搬入車証を追加する場合は、「搬入車証追加申込書(様式4)」に必要事項及び搬入車証の必要枚数を記入し、埠頭会社の窓口へ提出してください。

(3) 搬入車証の期限の変更

搬入期限を変更する場合は、搬入車証の期限変更の手続きが必要です。

工期変更の年月日が確認できる「工事設計変更指示書」、「工事変更契約書」等の写しと「確認書」を埠頭会社窓口へ提出してください。ただし、発券した搬入開始日の変更はできません。

表-4 搬入申込み手続き

区 分	提出書類	申込み先
<p>工事発生総土量（年度を問わず1件の工事から発生する総土量）が1万m³未満の場合</p>	<p>(1) 副申書・建設発生土搬入申込書 (様式1) 正・副・環境創造局(控) 1部 ※注1</p> <p>(2) 建設発生土搬入車両登録書 (様式2) 1部 ※注2</p> <p>[工事発生総土量 500m³以上の場合]</p> <p>(3) 検定試験表、試料採取箇所平面図及び試料採取状況が確認できる写真 1部 ※注3</p> <p>(4) 申込書類事前確認通知書の写し 1部</p> <p>(1)、(2)、(3)、(4)は同時に提出します。</p>	<p>横浜港埠頭株式会社 建設発生土受入事業課</p> <p>横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階 電 話 045-671-0500 F A X 045-671-0521</p> <p>(窓口受付時間) 8 : 4 5 ~ 1 2 : 0 0 1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0</p> <p>(窓口休業日) 土曜日 日曜日 祝日 振替休日 年末年始 (12月29日~1月3日)</p> <p>【申込書類事前確認通知書 お問い合わせ先】 横浜市環境創造局 技術監理課 建設発生土等担当 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル8階 電 話 045-671-3692 F A X 045-663-4313</p> <p>受付時間、休業日は、上記と同様</p>
<p>工事発生総土量（年度を問わず1件の工事から発生する総土量）が1万m³以上の場合</p>	<p>(1) 事前協議書(様式7) 2部 (年度をまたがる場合は年度毎に提出します)</p> <p>(2) 検定試験表、試料採取箇所平面図及び試料採取状況が確認できる写真 1部 ※注3</p> <p>(3) 建設発生土搬入計画書 1部 ※注4</p> <p>(4) 副申書・建設発生土搬入申込書 (様式1) 正・副・環境創造局(控) 1部 ※注1</p> <p>(5) 建設発生土搬入車両登録書 (様式2) 1部 ※注2</p> <p>(6) 申込書類事前確認通知書の写し 1部</p> <p>(1)、(2)、(3)は同時に提出し、承認を受けた後、(4)、(5)、(6)を提出します。</p>	<p>土曜日 日曜日 祝日 振替休日 年末年始 (12月29日~1月3日)</p> <p>【申込書類事前確認通知書 お問い合わせ先】 横浜市環境創造局 技術監理課 建設発生土等担当 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル8階 電 話 045-671-3692 F A X 045-663-4313</p> <p>受付時間、休業日は、上記と同様</p>

(表に示した土量はほぐし)

注1) 「副申書」の記入は、必ず発注者(工事主管課・所)が設計書に基づいて記入してください。

1工事で昼と夜に分けて搬出する場合は、昼、夜別々に「副申書」を作成してください。その場合、工事発生総土量は、昼、夜の合計土量を記入してください。

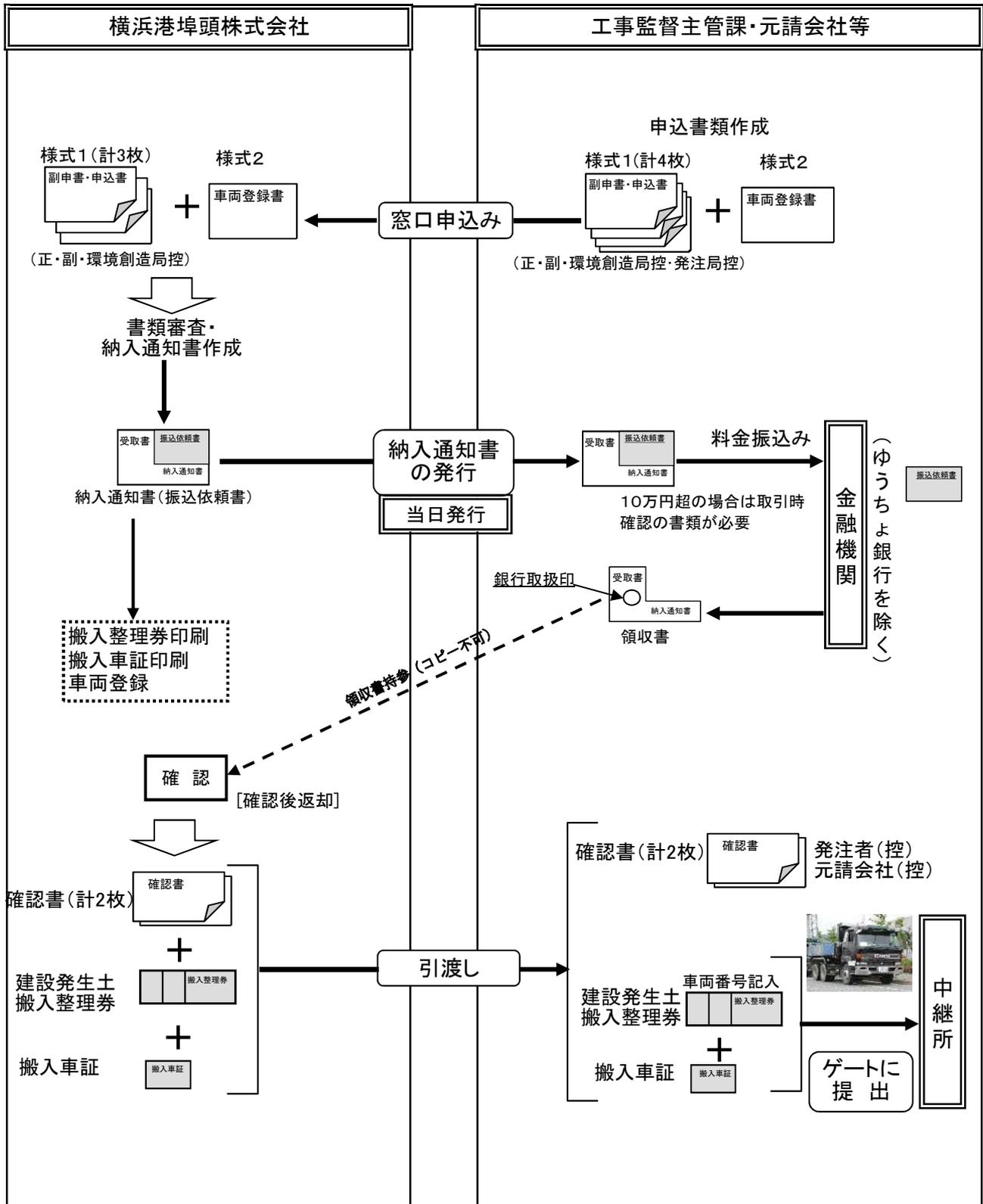
注2) 建設発生土の搬入に使用するダンプトラックは、「建設発生土搬入車両登録書」(様式2)により車両検査証(車検証)に記載されている車両番号を記入してください。

注3) 工事発生総土量が500m³以上、あるいは埠頭会社が必要として求めた場合は、別紙「臨海部埋立地への建設発生土受入れに係る土砂検定試験実施要領」に基づいて提出してください。

注4) 発注者の指導により元請会社が作成してください。記入事項は、①工事概要、②運搬計画、③建設発生土搬入実施工程(月別)及び④運搬経路等です。

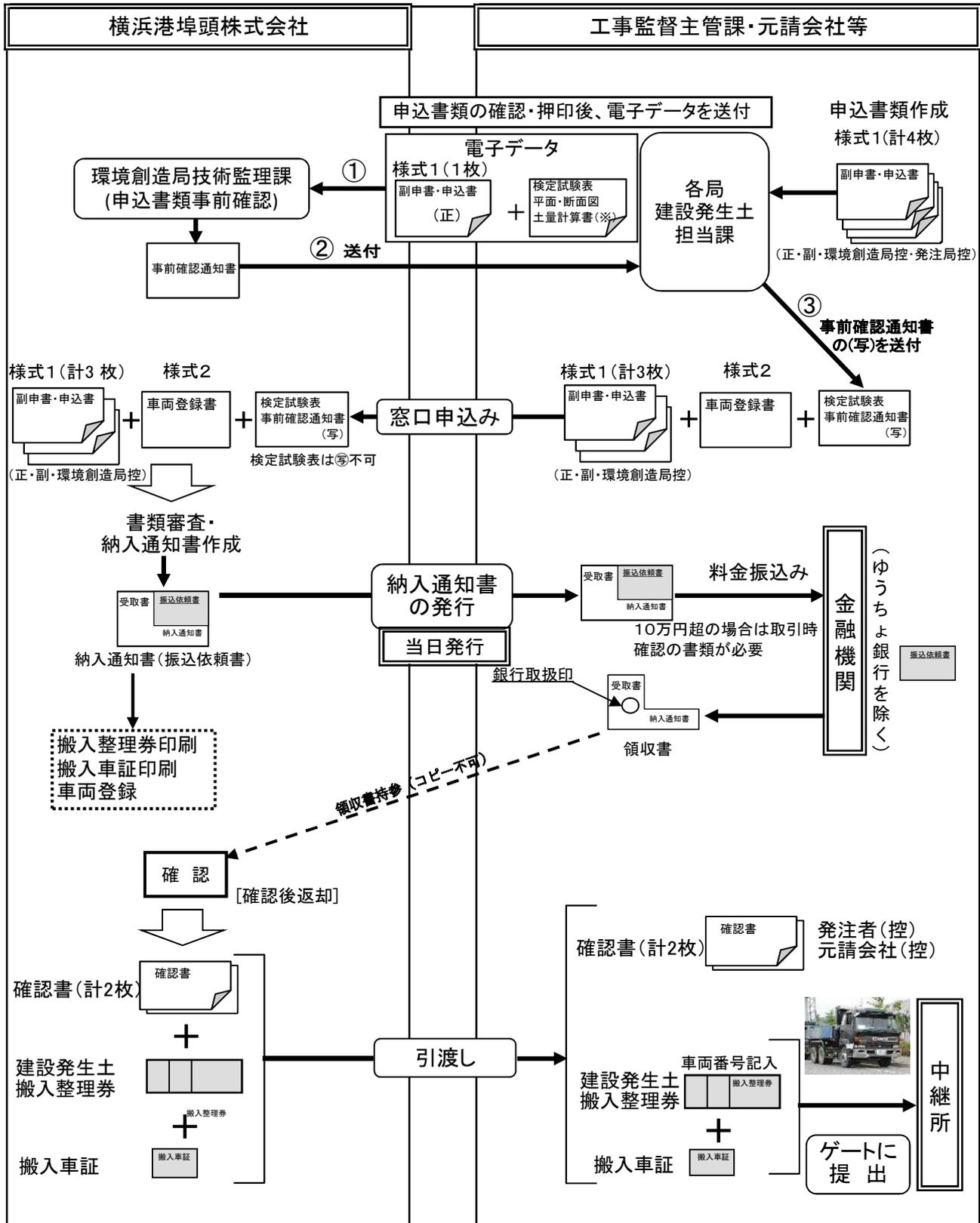
建設発生土搬入申込み手続フロー ①[通常]

[工事発生総土量が500m3未満(ほぐし)の場合]



建設発生土搬入申込み手続フロー②

[工事発生総土量が500m³以上(ほぐし)の場合]



注1) 500m³以上は窓口申込み時に土砂検定試験結果(検定試験表)の提出が必要です。

注2) 1万m³以上は、申し込み前に横浜港埠頭(株)と事前協議が必要です。

注3) 土量についての訂正があった場合は、再度、環境創造局技術監理課での確認が必要となります。

※申込箇所の検定試験表と併せて、申込土量が確認できる平面図・断面図、土量計算書が必要となります。

8 未使用搬入整理券の払戻し

(1) 還付手続き

未使用搬入整理券が生じた場合は、「建設発生土搬入整理券還付請求書」(様式3)に必要な事項を記入のうえ、未使用搬入整理券と合わせて埠頭会社窓口で払戻し手続きを行ってください。

(2) 還付請求期限

未使用搬入整理券の還付請求は、券に記載されている還付請求期限内に手続きを終了してください。請求期限を過ぎた場合は、払戻しができませんのでご注意ください。

この還付請求期限は、上半期又は下半期終了後2か月となっています。(窓口休業日を除く)

上期券(令和元年9月30日まで) → 還付請求期限:令和元年11月30日まで

下期券(令和2年3月23日まで) → 還付請求期限:令和2年5月31日まで

*搬入整理券には令和1年と表記されます

9 未使用券の紛失・盗難等の対応

(1) 未使用搬入整理券が紛失、盗難又は汚損等により使用できなくなった場合は、直ちに「建設発生土搬入整理券紛失・盗難等届」(様式5)に必要な事項記入のうえ届け出てください。なお、汚損等による場合は、当該搬入整理券を添付してください。

(2) 汚損した当該搬入整理券を使用する場合は、再発行いたしますので、受付窓口でお申し出ください。

(3) 紛失・盗難により使用できなくなった未使用搬入整理券については、埠頭会社が届出を受理した後、当該搬入整理券の使用停止処置を行い、事後の搬入が出来ないように措置します。

(4) 紛失・盗難により、建設発生土搬入整理券を再購入する場合は、新たに搬入申込み手続きを行ってください。

(5) 当該未使用搬入整理券を還付請求する場合は、還付請求期限内に限り、払い戻しを行いますので、「建設発生土搬入整理券還付請求書」(様式3)に「建設発生土搬入整理券還付請求承諾書」(様式6)を添えて、払い戻し手続きを行ってください。

なお、紛失・盗難した搬入整理券が、使用停止措置以前に使われた場合は、払い戻しは行わないものとします。

10 注意事項

(1) 中継所のゲートでは、搬入車証と車両番号を記入した建設発生土搬入整理券(3連綴り、切離し無効)を係員に渡し、その指示に従ってください。

(2) 搬入できるダンプトラックは、「建設発生土搬入車両登録書」(様式2)で登録した車両に限ります。

(3) 搬入開始日前は、中継所に搬入できませんので、事前に「確認書」等でご確認ください。また、搬入開始日の変更はできませんのでご注意ください。

(4) 関係法令を遵守し、使用する車両には必ずあおり等で土砂の転落、飛散を防ぐ措置を講じてください。

(5) 九都県市ディーゼル車規制に適合した車両を使用してください。

(6) 搬入された建設発生土に建設発生土以外のものが混入しないように注意してください。

(7) ダンプトラック荷台枠の天端を不当に高くする「さし枠」などを設置したダンプトラックでの搬入は禁止します。また、アームロール車や「土砂等禁止」車両による搬入はできません。

(8) 建設発生土搬入整理券は、第三者に譲渡することを禁止します。

(9) 年度を跨って1万m³以上の建設発生土を搬入する場合は、年度毎に事前協議が必要です。

(10) 申込者の社名・代表者氏名等に変更があった場合は、すみやかに登記簿の履歴事項証明書の写し、又は横浜市入札資格者名簿に登録された内容の変更届を行った後の受付番号の入った写しを提出してください。

(様式2) 建設発生土搬入車両登録書 (/)

令和 年 月 日

新規・追加

整理番号 -

横浜港埠頭株式会社 様

申込業者名
(元請会社)
代表者名
電話

印

中継所	中継所	事業名	南本牧	登録するダンプトラック台数		1日搬入予定土量		m ³
				車種(ト)	車両番号	車種(ト)	車両番号	
工事名								
(発注者) 工事主管局 課(所)名								
搬入期間	令和 年 月 日	令和 年 月 日						
No.	車種(ト)	車両番号	No.	車種(ト)	車両番号			
1			7					
2			8					
3			9					
4			10					
5			11					
6			12					
			(記入例)		10	横浜	1010	に1234

(申込者用)

No.	車種(ト)	車両番号	No.	車種(ト)	車両番号
13			32		
14			33		
15			34		
16			35		
17			36		
18			37		
19			38		
20			39		
21			40		
22			41		
23			42		
24			43		
25			44		
26			45		
27			46		
28			47		
29			48		
30			49		
31			50		

- ※1 登録するダンプトラックは、使用することが確実な車両に限定してください。
- ※2 台数が多い場合は、車両番号を数字の小さい順(昇順)に記入してください。
- ※3 追加登録の場合は、確認書、搬入車証等に記載の整理番号を記入してください。
- ※4 アーモロール車や「土砂等禁止」車両は登録はできません。

事業名	南本牧
-----	-----

横浜港埠頭株式会社 様

(発注者)
住 所

局・機関名

氏 名

印

建設発生土搬入事前協議書

次の工事の建設発生土について、 中継所に搬入したく協議します。

1 工 事 名

2 施 工 業 者

3 施 工 場 所

4 搬 入 土 量 (ほぐし・今年度分) m^3 (総搬入土量 m^3)

5 搬入予定期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

6 土 質

7 添 付 書 類 搬入計画書、工事図面、検定試験表、土量計算書等

8 発注者連絡先

所 属

監督員氏名

電話番号

④ 振込金受取書(控)
(兼手数料)

依頼日	令和	年	月	日
金額				円
先方銀行	横浜銀行 本店営業部			
受取人	横浜港埠頭株式会社			
整理番号				
ご依頼人				
手数料				円

上記の金額正に受取りました。
(取扱店)

取扱銀行 1 印紙
取扱印

銀行
支店 (取扱店→依頼人)

⑤ 取扱銀行へのお願

(銀行切りはなし)
太線内を打電してください。

見本

電信扱		振込依頼書(取扱店保存)		科目	
依頼日	令和	年	月	日	振込指定
先方銀行	横浜銀行 本店営業部		電話(普通)扱		
預金種目	普通預金	口座番号	1135629		
受取人	ヨコハマコウトウカブシキガイシャ				
	横浜港埠頭株式会社				
	横浜市中区山下町2番地				
住所	(〒)				
ご依頼人(元請会社)	氏名(フリガナ)				
金額	内	現	金	枚	手数料
	10,000	他	5,000		
	5,000	手	1,000		
	1,000	当	500		
	500	手	100		
	100	計	50		
	50	合	0		
	0	計			
		つ			
		り			
		銭			

取扱銀行 2 取扱印

切り取り線

土砂料金納入通知書(控)

整理番号
申込業者
工事名称
事業名

種別	枚数	金額
陸上土砂 中継所名 局コード	2 t 4 t 10 t	円 円 円
しゅんせつ土砂・海上搬入土砂	m ³ 枚 m ³	円 円 円
合計		円

(依頼人控)

ご注意

- この料金は、消費税を含んでいます。
 - 振込金融機関は、銀行及び信用金庫等(ゆうちょ銀行は除く)とします。
 - 振込みは、現金又は銀行発行の小手(預手)のみの取扱いといたします。
 - 納入期限を指定したものは、期日までに必ず振込んで下さい。
 - 同一工事で分割購入の場合は、次回申込書に本納入通知書の整理番号を記入して下さい。
- 発行日 令和 年 月 日
- この料金は、消費税を含んでいます。

横浜港埠頭株式会社

臨海部埋立地への建設発生土受入れに係る土砂検定試験実施要領

昭和 53 年 3 月 27 日制定実施
最近改正 平成 31 年 4 月 1 日

臨海部埋立地へ建設発生土を受入れるにあたり、次のとおり土砂検定試験実施要領を定めるものとする。

1 検定試験表提出基準

- (1) 1 工事で発生する総土量が 500 m³以上 (ほぐし) の工事については、次の基準により「検定試験表」、「試料採取位置を記入した平面図」及び「試料採取の状況が確認できる写真」を提出すること。
 - ア 試料採取及び検定試験は、建設発生土搬入申込み、または事前協議前 3 か月以内に第三者機関が行うこと。
 - イ 「検定試験表」には、「試料採取位置を記入した平面図」に記入された場所で採取された試料であることがわかるよう採取場所や工事件名等を明記すること。
 - ウ 「試料採取位置を記入した平面図」には、アの試料採取者名、検定試験者名(環境計量士)、調査機関名及び採取年月日を明記し、それぞれ押印すること。
 - エ 「試料採取位置を記入した平面図」には、搬出しようとする土砂の範囲を明示し、面積表、又は面積算定できる寸法を記入すること。なお、必要に応じ、掘削の深度方向が確認できる図面を添付すること。
- (2) 1 工事で発生する土砂が 500 m³未満 (ほぐし) でも河川、工場用地、工場跡地及び研究施設等から発生する建設発生土については、(1) ア～エの基準により「検定試験表」等を提出すること。

2 提出方法

1 工事について、建設発生土搬入申込時、又は事前協議書提出時に「検定試験表」、「試料採取位置を記入した平面図」、及び「試料採取の状況が確認できる写真」を提出すること。

3 試験項目及び受入基準

土砂検定に係る試験項目、受入基準及び検定方法は、別表の通りとし、化学性状に係る試料採取方法等については、次に示すとおりとする。

(1) 試験項目 1 から 3 7 について

- ア 採取箇所は、面積 2,500 m²ごとに 1 箇所とする。それを超える場合は、面積 2,500 m²ごとに 1 箇所ずつ追加して採取すること。面積が 2,500 m²に満たない場合は、1 箇所採取すること。
- イ 原則として地表面(土層最上面)より 50cm 前後の位置から採取すること。
- ウ 掘削深度が 5m を超える場合は、原則として深度方向 5m 毎に採取すること。
- エ トンネル工事等の場合は、断面内又はその付近から採取すること。(必要に応じて横浜港埠頭株式会社が採取箇所、採取数を指定します。)
- オ 計量を行う事業者は、計量法第 107 条に定める計量証明の事業の登録を受けていること。

(2) 試験項目 38 及び 39 について

ア 採取箇所は原則として100mメッシュ毎に1箇所とし、100mメッシュに満たない場合でも1箇所採取すること。

イ 原則として地表面（土層最上面）より15cm以内の位置から採取すること。

ウ 試料の採取は、H21.3環境省水・大気環境局土壌環境課「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」によること。

エ 計量を行う事業者は、計量法施行規則第49条の2第2号に掲げる区分に係る事業について、同法第121条の2の規定による特定計量証明事業の認定を受けていること。

(3) 試験項目 1 から 39 に共通な事項

大規模工事（10,000m³以上（ほぐし）の建設発生土が発生する工事）及び上記採取方法により採取が困難な場合には、横浜港埠頭株式会社と協議すること。

(4) 試験項目 29 について

銅の検液の作成方法については、環境庁告示第14号（昭和48年2月17日）「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」によること。

(5) 試験項目 37 について

油分の検定方法については、環産発第070814001号 環地保発第070814001号（平成19年8月14日）「海洋投入処分できる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法の当面の扱いについて」で通知されている代替手法によることができる。

(6) 試験項目 1 から 5 及び 25 から 27 について

基準値超過が自然的原因等と考えられる場合は、別途、横浜市港湾局政策調整課と協議すること。

試験項目及び受入基準とその検定方法

(別表)

試験項目	基準値	検定方法
1 総水銀	検液1ℓにつき 0.0005mg以下	H3. 8. 23環境庁告示第46号「土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法によること。
2 カドミウム	検液1ℓにつき 0.01mg以下	
3 鉛	検液1ℓにつき 0.01mg以下	
4 六価クロム	検液1ℓにつき 0.05mg以下	
5 砒素	検液1ℓにつき 0.01mg以下	
6 全シアン	検液中に検出されないこと	
7 アルキル水銀	検液中に検出されないこと	
8 有機燐	検液中に検出されないこと	
9 PCB	検液中に検出されないこと	
10 ジクロロメタン	検液1ℓにつき 0.02mg以下	
11 四塩化炭素	検液1ℓにつき 0.002mg以下	
12 クロロエチレン	検液1ℓにつき 0.002mg以下	
13 1, 2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき 0.004mg以下	
14 1, 1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき 0.1mg以下	
15 1, 2-ジクロロエチレン※	検液1ℓにつき 0.04mg以下	
16 1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき 1.0mg以下	
17 1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき 0.006mg以下	
18 トリクロロエチレン	検液1ℓにつき 0.03mg以下	
19 テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき 0.01mg以下	
20 1, 3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき 0.002mg以下	
21 チウラム	検液1ℓにつき 0.006mg以下	
22 シマジン	検液1ℓにつき 0.003mg以下	
23 チオベンカルブ	検液1ℓにつき 0.02mg以下	
24 ベンゼン	検液1ℓにつき 0.01mg以下	
25 セレン	検液1ℓにつき 0.01mg以下	
26 ふっ素	検液1ℓにつき 0.8mg以下	
27 ほう素	検液1ℓにつき 1.0mg以下	
28 1, 4-ジオキサン	検液1ℓにつき 0.05mg以下	
29 銅	検液1ℓにつき 1.0mg以下	H15.7.22厚生労働省令第261号「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」によること。
30 亜鉛又はその化合物	検液1ℓにつき 亜鉛 2.0mg以下	S48.2.17環境庁告示第14号「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」によること。
31 ベリリウム又はその化合物	検液1ℓにつき ベリリウム 2.5mg以下	
32 クロム又はその化合物	検液1ℓにつき クロム 2.0mg以下	
33 ニッケル又はその化合物	検液1ℓにつき ニッケル 1.2mg以下	
34 バナジウム又はその化合物	検液1ℓにつき バナジウム 1.5mg以下	
35 有機塩素化合物	試料1kgにつき 塩素 40.0mg以下	H24.8.8環水大水発第120725002号「底質調査方法について」によること。
36 水銀、PCBについての含有濃度	水銀 25ppm未満 PCB 10ppm未満	
37 油分	検液1ℓにつき 15mg以下 投入処分時に視認できる油膜が生じないこと	S51.2.27環境庁告示第3号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号に規定する海洋投入処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法」によること。
38 ダイオキシン類	検液1ℓにつき 10pg (TEQ換算値) 以下	H15.6.13環境省告示第68号「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」の一部を改正する省令に定める方法によること。
39 ダイオキシン類の含有濃度	試料1gにつき 150pg (TEQ換算値) 以下	H21.3環境省水・大気環境局土壌環境課「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」によること。

※シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。(新規工事・継続工事に関わらず対象とする。)

案内図



申込み・問い合わせ先

横浜港埠頭株式会社建設発生土受入事業課

〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル4階

TEL 045-671-0500

FAX 045-671-0521

<窓口受付時間>

8:45~12:00

13:00~17:00

<窓口休業日>

土曜日 日曜日 祝日 振替休日

年末年始(12月29日~1月3日)

※この「受入手続」のほか、建設発生土受入れに関する情報は当社ウェブサイト
でご覧いただけます。(<http://www.yokohamaport.co.jp>)